

令和 8 年 7 月 3 1 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 8 年 7 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件	名
---------	---	---

議 案 第 9 号	令和 8 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 2 号）	
-----------	-------------------------------	--

議案第9号

令和8年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,971,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年7月31日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

–5–

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
情報ポータル サイトシステム 構築事業	1,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融資 条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。